

令和 7 年 4 月  
国 税 庁

「印紙税法基本通達」の一部改正について（法令解釈通達）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）により印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）の一部が改正されたことから、所要の規定の整備を図るものです。